

【Q パート職員の社会保険等】

**Q この度事務補助としてパート職員を雇用しました。この場合社会保険や労働保険は加入させる必要があるのでしょうか。
夜間学生をアルバイト雇用（週40時間）した場合はどうですか。**

A

1 社会保険（健康保険、厚生年金保険）

パートタイム職員に対する社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用基準について、常用的使用関係にある者については、被保険者とすることが適当であるとされています。

その常用的使用関係とはおおむね次の通りです。

- ① 1日又は1週間の勤務時間が通常の職員の4分の3以上あること。
- ② 1ヵ月の勤務日数が通常の職員の4分の3以上あること。

ただし、この要件はあくまでも目安であり、例え上記の要件を満たしていなくても保険者がその勤務実態から常用的使用関係にあると判断した場合は、被保険者となる場合がありますので注意が必要です。

2 労働保険（労災保険、雇用保険）

労災保険については、勤務形態や勤務日数、勤務時間に関係なく、パートタイム職員であっても通常の職員と同様に適用しなければなりません。

雇用保険については、労働条件等が文書で明確に定められ、次の要件に該当するパートタイム職員も、原則として雇用保険の被保険者になります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること

3 夜間学生のアルバイト雇用も週40時間勤務ですから、当然社会保険及び雇用保険に加入しなければなりません。